

## 郵送による申請手続きの実施

### 1 実施期間

令和2年4月1日（水）から

### 2 郵送の方法により行うもの

- 警備業廃止の届出
- 認定証の返納の届出
- 警備業の合格証明書の書き換え申請に係る合格証明書の交付

### 3 郵送手続における留意事項

#### (1) 共通事項

- ア 申請者が郵送による手続きを希望する場合には行います。
- イ 郵送に係る費用（郵送料金、封筒代等）は、申請者負担となります。

#### (2) 警備業廃止の届出、認定証の返納の受理について

- ア 申請先（経由）警察署窓口へ郵送手続きの電話受付を行ってから郵送してください。
- イ 郵送に利用する郵便種別は、郵便窓口による引受から送達までの間、配達過程を記録する郵便等の利用をお願いします。
- ウ 廃止・返納の届出受理後は、警察署から登録番号の連絡を行います。

#### (3) 警備業の合格証明書の書き換え申請に係る合格証明書の交付について

- ア 書き換え申請は、申請先（経由）警察署窓口で行って下さい。
- イ 郵送用の封筒・切手は、申請者が準備し、申請時に持参して下さい。
- ウ 封筒には、送達先住所を記載し、切手を貼付して下さい。
- エ 送達先は、申請者が確実に受け取れる場所を指定して下さい。
- オ 本人不在時に配達があった場合、不在連絡票が投函されます。（郵便局留め置きは、配達の日から10日間とされています。）
- カ 利用する郵便種別は、簡易書留を利用します。
- キ 郵送による交付（受領）の確認は、郵便追跡サービスの配達履歴をもって行います。

### 4 封筒等に関すること

- 郵送に使用する封筒は、①長形3号（23.5×12cm）又は②長形40号（22.5×9cm）を準備して下さい。（定形郵便物）
- 切手は、404円分を貼付して下さい。（簡易書留）
- 定形外の封筒を使用する場合は、封筒に応じた切手を貼付して下さい。

### 5 本件に関する問い合わせ先

警視庁生活安全総務課(防犯営業第一係)

03-3581-4321 内線30312・30313